

6. 消費税法の規定に基づく本来の処理例(国税庁仕訳表の処理例の値引き処理への修正版)

(単位:円)

	税抜経理		税込経理		消費税の取扱い
ポイント付与時	売手(加盟店 A) (11,000円(税込)の商品を販売、B社から会員に110ポイント付与) 現金等 11,000 売上 10,000 仮受消費税 1,000 ポイント費用 110 未払費用 110 (値引き負担費用)		売手(加盟店 A) (同左) 現金等 11,000 売上 11,000 ポイント費用 110 未払費用 110 (値引き負担費用)		売手(加盟店 A) 課税売上の対価 10,000 課税売上に係る消費税額 1,000 ポイント費用(不課税) 110 (値引き負担費用)
	買手(会員) 仕入 10,000 現金等 11,000 仮払消費税 1,000		買手(会員) 仕入 11,000 現金等 11,000		買手(会員) 課税仕入れの対価 10,000 課税仕入れに係る消費税額 1,000
支払時 B社への	加盟店 A(会員に付与された110ポイント相当額をB社へ支払) 未払費用 110 現金等 110		加盟店 A(同左) 未払費用 110 現金等 110		加盟店 A —
ポイント使用時	売手(加盟店 A) (220円(税込)の商品を販売、会員が110ポイント使用して決済) 現金等 110 売上 200 (注) 売上値引 100 仮受消費税 20 仮受消費税 10 未収入金 110 ポイント収益 110 (値引き補てん収益)		売手(加盟店 A) (同左) 現金等 110 売上 220 (注) 売上値引 110 未収入金 110 ポイント収益 110 (値引き補てん収益)		売手(加盟店 A) 課税売上の対価 100 課税売上に係る消費税額 10 ポイント収益(不課税) 110 (値引き補てん収益)
	買手(会員) 消耗品費 200 (注) 現金等 110 仮払消費税 20 消耗品費値引 100 仮払消費税 10		買手(会員) 消耗品費 220 (注) 現金等 110 消耗品費値引 110		買手(会員) 課税仕入れの対価 100 課税仕入れに係る消費税額 10
の受領時 B社から	加盟店 A(会員が使用した110ポイント相当額をB社から受領) 現金等 110 未収入金 110		加盟店 A(同左) 現金等 110 未収入金 110		加盟店 A —

(注) 課税売上の対価 100 の計算過程が分かり易いように、売上と売上値引を両建てして仕訳を示しているが、本来は、売上値引を控除した後の売上のみを計上する。消耗品費についても、同様に、本来は、消耗品費値引を控除した後の消耗品費のみを計上する。